

【用語】絹買衆—絹を買う商人 不埒—不法、不届、不都合 利害—利害、説得、説諭 在方—村方 世利—問屋などを通さずに市で直接売買すること 口銭—手数料 自然—おのずと 詮儀—詮議、評議して物事を明らかにすること 後來—この後、将来 売宿—絹売り商人・荷主のための宿 向後—今後、以後 急度—確かに、必ず 難渋—至極—きわめて苦しいこと 絹売衆—絹の生産者・荷主 分限—身分、財力、資力 年行司—毎年交替する市場の世話役 弁金—金銭の融通をつけること 損毛—損失、被害 富岡町—富岡市富岡 祇園—鎮守諏訪神社の祭礼

【解説】中山道の脇往還である下仁田道は特産物の輸送が盛んであった。なかでも富岡町は上野砥で全国に知られた甘栗郡砥沢村(南牧村)の砥石輸送の中継地として、慶長十七年(一六一二)甘栗郡宮崎村(富岡市)から新たに引き移り開発されたといわれる。ここに絹市が立ったのは寛文年間頃といわれ、月九回の九斎市が開かれた。絹市では都市呉服問屋の店や絹買宿の市店が立ち並び、絹売人との間で売買が行われた。この時、両者の間に絹売宿という小仲買に相当する者がいて、絹買衆から前借した仕入れ金で、絹売衆に代金を先払いし、絹の買入れを行っていた。ただ、富岡町の上・中・瀬下三カ町の絹市では絹売宿が生産者から口銭をとって自分売りを助長したり、絹買衆から前借りした仕入れ金の返済をめぐる紛争が生じるなど、絹買衆と絹売宿の間でトラブルがあり、絹買衆から前借金を拒否されるような状況であった。

この文書は、困り果てた絹売宿仲間が近年の市での行動を自戒するとともに、今後の取引きについて新たに議定して、藤岡・高崎・吉井宿の絹買衆へ前借金を依頼し、了承された際に作成されたものである。なお、後略部分では四一人の絹売宿が連名し、今後の備えとして、毎年祇園の時に一二文ずつ集金し貯蓄することも取り決めている。